

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第7条の2第3項において準用する第7条第5項
処 分 の 概 要：法人の合併による許可証の書換え
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（書換え申請書の提出）、第18条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：